

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 42 年 3 月まで

私の実家は駅前商店街にあり、家族で自営業を営んでいた。母が世帯分の保険料を市役所の委託職員である集金人に納付していた。同居の母及び兄弟は納付済みになっているのに、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

近所の住民の証言から、申立人が居住していた地域では、市役所から委託された臨時の女性集金人が、3 か月ごとに国民年金保険料を世帯単位で集金していたことが確認できる上、申立人の長兄が所持する国民年金手帳の検認印の日付により、遅くとも昭和 39 年 5 月 20 日には申立人宅へ集金に来ていたことが確認できる。

また、申立人は、申立人の母が兄弟の保険料と合わせて申立人の保険料を納付していたと述べているところ、申立人と同居していた母及び兄弟は、申立期間の国民年金保険料を納付済みであることが確認できることから、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人については昭和 46 年度の記録が、次兄については 38 年度の記録が、それぞれ未納から納付済みに訂正されているなど、申立期間に近接する時期の納付記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

結婚後、私の将来のことを考えて、義母が A 町役場の窓口で国民年金の加入手続をしてくれた。義母は、過去の未納保険料を納付しようとしたところ、2 年分しかさかのぼって納付することができないことを役場職員から説明を受け、納付が可能な 2 年分の保険料を納付した。しかし、納付記録を確認すると、申立期間の保険料が未納とされている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母は、申立人の国民年金の加入手続を行った際、過去の未納保険料を納付しようとしたところ、2 年分しかさかのぼって納付することができないことを役場職員から教えられたことを鮮明に記憶している上、当時、申立人が居住していた A 町では、同役場職員の説明によると、過年度保険料を役場窓口で受領する取扱いをしていたことから、過年度となる申立期間の保険料を役場窓口で納付したとする申立人の主張に不自然さはない。

また、申立人の義母が役場窓口で一括納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額とほぼ一致する。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人及びその同居家族は、申立期間より後の期間については、未納無く保険料を納付していることが確認できることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 39 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月まで

私は、国民年金の加入勧奨に来た女性の説明を受けて、隣人とともに加入し、女性の集金人に保険料を納付していた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入勧奨に来た女性の説明を受け、隣人とともに加入手続を行ったと述べているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及び隣人とみられる者に対し、両名とも昭和 36 年 3 月 10 日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた地域住民の証言及び当該地域に居住している者が所持している国民年金手帳に押印された検認印から、申立人が居住していた地域では、集金人が国民年金保険料を集金していたことが確認できる。

さらに、申立人は、集金人が国民年金保険料の集金に来た際の状況を具体的に記憶している上、申立人が納付したとする保険料の金額は、申立期間当時の保険料額に一致しており、申立人の主張に不自然さはない。

しかしながら、申立人は、昭和 36 年度から、国民年金保険料の納付を始めたと述べているが、社会保険庁のオンライン記録によると、隣人とみられる者は 37 年度から納付済みとなっていること、及び複数の地域住民は、「国民年金制度が始まって 1、2 年してから集金人が来るようになった。」と証言していることから判断して、申立人についても、37 年度から保険料納付を開始したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 39 年 5 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 690

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月及び47年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月及び47年1月

私は、事業所を退職した直後、国民年金への加入手続を行った。その後、間もなくして、町役場の窓口で申立期間の保険料を納付した記憶がある。私は、申立期間の保険料を納付しているので、未加入期間になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料納付の意識が高いことがうかがえる。

また、申立人は、退職前に、事業所の総務担当者から、厚生年金保険から国民年金への切替手続を速やかに行うようにとの助言を受け、その助言に基づき、事業所を退職した翌月に、役場の窓口で自らの退職時期を伝えた上で切替手続の申出を行ったとしており、当該手続の経緯及び内容の記憶が具体的である。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が厚生年金保険に加入していた期間である昭和46年4月30日に払い出されており、行政側の記録管理に不自然さが見られる上、当該払出日からは、申立期間の保険料を役場窓口で現年度納付することが可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年2月1日、資格喪失日に係る記録を41年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、38年2月から同年9月までを2万4,000円、同年10月から39年9月までを2万8,000円、同年10月から40年9月までを3万円、同年10月から41年9月までを3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から41年9月まで

自分の年金額が低いことに疑問を持ち、社会保険事務所で調べてもらったところ、A社で働いていた期間の厚生年金保険が未加入扱いになっていたことが判明した。保険料を控除されていた覚えがあったので、記憶をたどっていくと、事件や事故を書きとめていた日記に厚生年金保険料が天引きされていたことも書き込んでいたことを思い出した。手を尽くして探し、ようやく見付けたので提出する。厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人が提出した日記の具体的かつ詳細な記載内容から、申立人が昭和38年2月から41年9月までA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社における入社日については、申立人が提出した日記の昭和38年1月28日欄に、2月よりA社に勤務する旨の記載があることから、38年2月1日と認めることができ、退職日については、当該日記の41年9月26日の後の欄に、同事業所を退職する旨の記載及び保険料が給与から控除された旨の記載が認められることから、41年9月30日（被保険者資格の喪失日は昭和41年10月1日）と認めることができる。

さらに、同僚は「申立人は、正社員だった。」と証言しているほか、申立

人と同じ部署で働いていた複数の同僚は「自分の働いていた部署では正社員以外の者はいなかった。」と証言している。

加えて、同僚の多くは、当時の同事業所の正社員数は 50 名から 60 名であったと証言しており、申立期間に係る社会保険事務所の当該事業所の厚生年金保険被保険者原票数により、被保険者数は 55 名前後であることが確認できることから、当該事業所において、正社員は全員厚生年金保険に加入していたと考えられ、事実、申立人が記憶する同僚のすべてに厚生年金保険に係る加入記録が確認できる。

また、申立期間当時の A 社においては、中学卒業後の 4 月から厚生年金保険に加入している者が複数確認できることから、B 業の経験者として入社した申立人に試用期間等があったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と年齢、B 業に関する実務経験年数及び勤務部署が同じであった同僚の社会保険事務所の記録から、昭和 38 年 2 月から同年 9 月までを 2 万 4,000 円、同年 10 月から 39 年 9 月までを 2 万 8,000 円、同年 10 月から 40 年 9 月までを 3 万円、同年 10 月から 41 年 9 月までを 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は資料が無いため不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定並びに被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 38 年 2 月から 41 年 9 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年4月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月28日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和21年4月から同年11月までの標準報酬月額については、90円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から22年11月1日まで

私は、昭和21年1月から22年10月31日までの間、兄と妹と3人でA社に勤務していた。ところが、兄と妹にはA社での厚生年金保険被保険者期間があるのに、私だけその間の記録が無い。

同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

調査の過程で、申立期間について、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険の手帳記号番号払出簿及び社会保険庁で保管している被保険者台帳により、申立人と生年月日は同じであるが、氏名のうち姓の一字が相違する厚生年金保険被保険者記録（昭和21年4月25日から同年12月28日までの期間）が確認できた。

また、社会保険事務所が保管している同社に係る厚生年金保険被保険者名簿は、昭和22年6月以後に更新されたものであるため、前記の被保険者記録の確認ができないことから、同名簿により確認できる申立期間当時に在籍していた同僚に聴取したところ、「申立人の兄妹は勤務していたが、申立人の姓の一字違いの者はいなかった。」とする証言が得られた。

さらに、申立人は初めて健康保険被保険者証をもらったのは昭和21年4月であったと記憶しており、厚生年金保険の加入はこの時期であったものと推認できる。

加えて、社会保険事務所における調査結果においても、本調査の過程で確

認できた記録は申立人の記録である可能性が高い旨の回答があるとともに、当該厚生年金保険被保険者記録が収録されている厚生年金保険の手帳記号番号は、基礎年金番号に統合されておらず、現在、当該年金記録は、該当者がいない年金記録となっていることなどから、申立人に係るものであると認めることができる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 21 年 4 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び同年 12 月 28 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和 21 年 4 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、社会保険庁が保管する被保険者台帳の記録から、90 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、上記の厚生年金保険被保険者期間を除く、昭和 21 年 1 月 1 日から同年 4 月 24 日までの期間及び同年 12 月 28 日から 22 年 10 月 31 日までの期間について、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和41年4月から同年7月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を41年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

申立人は、昭和41年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を41年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和41年4月1日から同年8月1日まで
②昭和41年9月28日から同年10月1日まで

私は、昭和41年4月1日にA社に入社し、同年9月30日まで勤務したはずであるが、厚生年金保険の加入期間が1か月しかない。調査して記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の入社時における勤務状況等の記憶が具体的であるとともに、申立人に係る雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に昭和41年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、社会保険関係の事務を行っていた当時の事業主は、全従業員を社会保険に加入させていたと証言している上、現在の社会保険事務担当者は、当該事業主から社会保険事務の業務を引き継いだ際に、社会保険の資格取得日は入社日であることを教えられたと証言している。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人と同時期に勤務していた同僚の5人全員に厚生年金保険の加入記録が確認できる上、証言の得られた3人については、いずれも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格取得日は昭和41年4月1日と認めることができ、41年4月から同年7月までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和41年8月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録において、離職年月日は昭和41年10月1日となっている。

また、申立人は「区切りの良い日で、30日まで働いて辞めたと記憶している。再就職先も決まっており、1日も空けずに次の会社に勤めたはずだ。」と述べており、社会保険庁の記録から、次に勤務した事業所において、昭和41年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、自身の厚生年金保険の被保険者記録について、A社における勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致していると証言していることから、事業主は、従業員の退職前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いを行っていなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は昭和41年10月1日と認めることができ、同年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和41年8月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年9月1日、資格喪失日に係る記録を26年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月1日から26年6月1日まで
私は、昭和24年9月から26年6月までA社に勤務していたが、この期間の記録が抜けているので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社の所在地及び業務内容についての申立人の記憶は具体的であり、複数の同僚の供述とも一致している。

また、同社の前に申立人が勤務していた事業所に勤務し、申立人と一緒に同社に入社し、申立人と同じく営業を担当していた同年代の同僚は、「申立人と同じ事業所に勤務し、当時、その事業所の支店長が興したA社に誘われて申立人と同日に同社に入社した。その後、2年間ほど勤務したと思うが、申立人と私は同じ日に同社を退職した。」と証言していることから、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められるとともに、当該同僚については、同社における当該期間に係る厚生年金保険の記録が確認できる。

さらに、同社の会計事務補助をしていた同僚から名前の挙がった従業員5名については、全員が厚生年金保険被保険者となっていることが社会保険事務所の記録で確認できるとともに、複数の同僚は申立期間当時の同社の従業員数は10名から20名としており、社会保険事務所の記録から、当時の同社における厚生年金保険被保険者数は、申立人が勤務したとする昭和24年9月には19名、退職したとする26年6月には14名であることが確認できる。このことから、同社においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱

いを行っていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所において申立人と同時期に入社し、同様の業務に従事していた同僚の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に全喪しており、これを確認することはできないが、仮に事業主から申立てどおりに被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年9月から26年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和38年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を38年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和38年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、昭和42年1月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C工場における資格喪失日に係る記録を42年2月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和42年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年7月31日から同年8月1日まで
②昭和42年1月21日から同年2月28日まで

昭和37年にB社（当時はA社）に入社し、平成2年に退職するまでの間、各地の営業所へ転勤したが、ずっと継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が途中で途切れているのはおかしい。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和37年3月5日から平成2年4月19日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①については、昭和38年8月1日にB社D営業所で資格取得している被保険者60名のうち、申立人及び申立人と同様にA社で同年7月31日に資格喪失となっている被保険者1名以外の被保険者は全員同年8月1日に

異動前の事業所で資格喪失していることから、申立人のA社における資格喪失日は、B社D営業所における資格取得日と同日の同年8月1日と認めることができる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和38年7月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和38年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年7月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、B社E工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和42年2月1日に307名が資格取得し、次に被保険者の資格取得が確認できるのは同年2月28日であり、同日には申立人を含む48名が被保険者となっていることから、同工場において、同年2月1日と2月28日に多くの被保険者が異動してきたことがうかがえる。また、同年2月1日に同工場において資格取得し、申立人が同工場での部下であったとする従業員は、「申立人は私よりも後に、上司として異動してきた。」と証言していることから、申立人の同社D工場における資格喪失日は、同社E工場における資格取得日と同日の同年2月28日と認めることができる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和41年12月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社に社名変更）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月31日から同年6月1日まで

同じ会社に継続して勤務していたが、ねんきん特別便により、年金加入期間に1か月の空白があることが判明し、会社からも転勤時の加入期間の訂正を申し出るように連絡があった。当時の資料は現存していないが、健康保険組合加入記録等があるため、調査確認をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった在籍証明書及び健康保険組合資格証明書並びに雇用保険の資格記録から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和52年6月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年4月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和52年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から33年7月15日まで

私は、昭和26年にA社に入社し、平成7年に退職するまで、社名の変更はあったが、同社に継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録、複数の同僚の証言及び会社経歴書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B工場から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の同社B工場から同社C本社への異動日については、申立人が昭和31年7月1日にB工場からC本社に転勤したとしていること、申立人が申立期間当時にC本社に在職し開設準備のための業務を行っていたとするD、Eの各営業拠点が31年末から32年にかけて開設されていることが同社の会社経歴書から確認できること、及び申立人と同様に31年7月1日に被保険者資格を喪失している他の役員2名は同日付けで被保険者資格を取得していることから、同年7月1日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪しており、事業主に確認することはできないが、

仮に、事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 7 月から 33 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 39 年 8 月 15 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 15 日から同年 9 月 15 日まで
年金記録を確認したところ、昭和 39 年 9 月 15 日に A 社で資格取得した
ことになっているが、事業所から取り寄せた経歴簿では同年 8 月 15 日付け
で、C 社（現在は、D 社）から出向している。昭和 31 年 5 月に入社してから
55 年 12 月に退職するまで、継続して勤務していたので、申立期間につ
いて厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求め
て行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

辞令、経歴簿、社員名簿、在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から、
申立人が C 社及び A 社に継続して勤務していた（昭和 39 年 8 月 15 日に C 社
から A 社に出向）ことが認められる。

また、A 社の辞令において申立人と同じ昭和 39 年 8 月 15 日付けで辞令が
交付されている同僚 7 人の資格取得日については、同社に係る厚生年金保険
被保険者名簿及びオンライン記録においても同日と記録されていることから、
事業主が申立人の資格取得日のみを誤って届け出たとは考え難い。

一方、社会保険事務所の記録においては、申立人の A 社における資格取得
日については、昭和 39 年 6 月ごろから 40 年 11 月ごろまでの同社に係る厚
生年金保険被保険者名簿（以下、「更新前の被保険者名簿」という。）では
39 年 8 月 15 日とされているものの、当該更新前の被保険者名簿を更新した

新たな被保険者名簿では同年9月15日となっていることが確認できる。

これについては、更新前の被保険者名簿に記載された「8月」の「8」が、一見すると「9」に見える上、健康保険の整理番号が資格取得日順に付番されておらず、申立人の前後の被保険者の資格取得年月日が昭和39年9月1日となっていることから判断すると、社会保険事務所が被保険者名簿の更新の際に、資格取得年月日を誤って記録したものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和39年8月15日にA社における被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年9月の社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（127万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を127万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月25日

A社から平成17年7月25日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賃金明細書により、申立人は、平成17年7月25日に、A社から賞与を支給され、127万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から47年3月まで

私は、昭和48年5月に結婚するまでは、国民年金の加入手続や納付をすべて母に任せていた。

結婚の折に、母は「3年間の国民年金保険料を一括払いしたから、あなたは20歳から加入したことになっている。」と言ってくれた。

現在、母は入院中であるため話を聞けず、領収証等の証明できる物も無いが、決していい加減な事を言う母ではないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月19日にA市で払い出されていることが確認できるが、この時点において、申立期間のうち45年6月以前は時効のため制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳から、同手帳の発行日が昭和47年9月26日であることが確認でき、国民年金手帳記号番号払出簿の払出日と符合する上、同手帳の資格記録欄には、資格取得日は同年4月2日と記載されており、この日に初めて国民年金の資格を取得したことが確認できることから、これ以前は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったものとするのが自然である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していたA市及びB町が保管する申立人に係る被保険者名簿において、上記手帳の記録と同様に申立期間は未加入である上、いずれの名簿においても一括納付した形跡は見られず、資格及び納付記録に不自然な点は認められない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は入院療養中のため聴取することができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から54年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から54年8月まで

私は、両親が経営する飲食店が忙しかったことから、家業を手伝うため、妻と一緒に昭和44年3月に市役所を退職した。退職してすぐに、両親が国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料も両親が納付してくれているはずである。飲食店は繁盛し、両親の保険料は納付済みとなっていることから、保険料の集金時に、私の分を納付しないと考えられない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所を昭和44年3月に退職してすぐに、両親が国民年金の加入手続を行ってくれているはずであると述べているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年9月17日に夫婦連番で払い出されており、その時点まで、申立人は国民年金に未加入であったことが確認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、年金手帳を1冊しか所持していないとしているところ、当該手帳は、昭和51年ごろから発行されている3制度共通のオレンジ色の年金手帳であることから、44年3月に市役所を退職してすぐに国民年金に加入したとする申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人は、両親が申立人に代わり国民年金の加入手続をしてくれたはずであると述べており、申立人自身は国民年金の加入手続に関与していないため、加入手続の時期や手続の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 54 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 54 年 8 月まで

私は、夫の両親が経営する飲食店が忙しかったことから、家業を手伝うため、妻と一緒に昭和 44 年 3 月に市役所を退職した。退職してすぐに、両親が国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料も両親が納付してくれているはずである。飲食店は繁盛し、両親の保険料は納付済みとなっていることから、保険料の集金時に、私の分を納付しないと考えられない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所を昭和 44 年 3 月に退職してすぐに、夫の両親が国民年金の加入手続を行ってくれているはずであると述べているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、54 年 9 月 17 日に夫婦連番で払い出されており、その時点まで、申立人は国民年金に未加入であったことが確認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、年金手帳を 1 冊しか所持していないとしているところ、当該手帳は、昭和 51 年ころから発行されている 3 制度共通のオレンジ色の年金手帳であることから、44 年 3 月に市役所を退職してすぐに国民年金に加入したとする申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人は、夫の両親が申立人に代わり国民年金の加入手続をしてくれたはずであると述べており、申立人自身は国民年金の加入手続に関与していないため、加入手続の時期や手続の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から54年8月までの期間及び58年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年12月から54年8月まで
② 昭和58年6月

申立期間①について、私が20歳になった時、両親が国民年金の加入手続きを行い、保険料も納付してくれていたはずである。結婚する時に、これからは自分で納付するようにと年金手帳を手渡された。また、申立期間②について、私は、任意加入被保険者資格の喪失届を行った記憶は無く、夫の勤務先での保険料控除に併せて、私の保険料も控除されているはずである。納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になった時に両親が国民年金の加入手続きを行い、保険料も納付してくれていたはずであると述べているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年9月17日に払い出されており、その時点まで、申立人は国民年金に未加入であったことが確認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続きを行ったはずとする昭和42年ごろは、肌色の国民年金手帳が発行されていたが、申立人が所持する両親から手渡された年金手帳は、51年ごろから発行されている3制度共通のオレンジ色の年金手帳であることから、加入手続きを行ったとする時期に発行されていた国民年金手帳の色と符合しない。

さらに、申立人は、両親が申立人に代わり国民年金の加入手続きをしてくれたはずであると述べており、申立人自身は国民年金の加入手続きに関与していないため、加入手続きの時期や手続の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、任意加入資格の喪失届を行った記憶が無く、任意加入被保険者資格は継続しているはずであると述べているが、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、昭和 58 年 6 月 21 日にさかのぼって任意加入資格を喪失する旨の届出が 59 年 7 月 12 日に行われたことが記録されている上、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳にも、同日の資格喪失日が記載されており、社会保険事務所と市役所の記録は一致している。

また、申立期間②の保険料について、申立人は、「自分ではA市で納付したことはなく、夫の勤務先での保険料控除によって、自分の保険料も控除されているはずである。」と述べているが、サラリーマンの配偶者のうち、専業主婦や収入の少ないパートの主婦が自分で保険料を納めなくても老後に基礎年金（国民年金）を受給することができる第3号被保険者制度が始まったのは昭和 61 年 4 月からであり、申立期間②の保険料は、制度上、任意加入被保険者である申立人自身が直接納付する必要があることから、夫の勤務先での保険料控除によって納付しているはずであるとの申立人の主張と整合性はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年9月まで

私は、国民年金の小冊子を見て、前納すれば国民年金保険料が割り引かれるということで、申立期間の保険料を前納一括納付したはずである。未納となっていることに納得がいかないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括前納したと主張しているが、申立期間当時、保険料の前納制度は存在したものの、平成7年度及び8年度の2年度にわたって保険料を一括して前納することはできない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は平成8年10月から10年3月までの国民年金保険料を同年11月19日に、さかのぼって納付していることが確認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料が時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、国民年金保険料を前納した時期及びその保険料額を記憶していない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 4 日から 47 年 11 月 29 日まで

昨年、A社の元事業主の妻から、勤務していた際に厚生年金保険を掛けていたので確認するようと言われ、社会保険事務所で確認したところ、脱退手当金が支給された記録になっていた。しかし、私は昭和 44 年 1 月 3 日からずっと国民年金に加入、納付しており、厚生年金保険に加入していたことも知らなかった。

脱退手当金裁定請求書も確認したが、筆跡は私のものではなく、また、受付印の日付の時点では、私は長女の出産のためにまだ入院中であったことから、私は脱退手当金を受給しておらず、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管されている申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、氏名欄は申立人の旧姓で記載されているものの、住所欄には請求時点の申立人の住所地である婚姻後の住所地のほか、住所地の宛先が新姓で記載されていることが確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金は、請求時点の申立人の住所地（婚姻後の住所地）に近い金融機関での隔地払い（通知払い）となっていることから、脱退手当金の支払通知書は婚姻後の住所地宛に送付され、当該金融機関で脱退手当金を受領したと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、上述の事情のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月ごろから 48 年 3 月ごろまで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間にA社での厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を得た。

昭和 44 年 2 月ごろにA社に入社し、48 年 3 月ごろに退職するまで継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社の経理担当者は、「申立人については、本人の希望で厚生年金保険の加入手続はしていない。給料の手取り額は少しでも多い方が良いので加入しないとの申出があったことを覚えている。」と証言している。

また、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は無く、厚生年金保険料の控除についての申立人の明確な記憶も無い。

さらに、社会保険事務所が管理している同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、社会保険事務所の記録から、申立人は、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、A社は既に全喪しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 4 月ごろから 9 年 12 月ごろまで
② 平成 11 年 4 月ごろから同年 12 月ごろまで

平成 8 年 4 月から A 社に勤務していたが、入社当初より、厚生年金保険の加入資格を満たしているにもかかわらず、会社は故意に社会保険に加入しなかった。

給与から社会保険料は控除されていなかったが、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、A 社から提出された申立人の申立期間①に係る「一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」によると、厚生年金保険の保険料は控除されていないことが確認できる上、申立人も「当該事業所の勤務期間中は、平成 10 年 1 月を除いて、給与から社会保険料が控除されていなかった。」と供述している。

また、申立人は、申立期間①及び②において、事業所が故意に社会保険に加入しなかったと主張しているが、A 社の事業主は、申立人の申立期間①及び②の労働条件は、社会保険が適用とならない短時間労働者であったと記憶している旨供述している。

さらに、同僚に聴取するも、申立人の労働条件等は不明であるとの回答であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について具体的な供述を得ることはできず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 54 年 9 月まで

申立期間当時、不動産仲介業を営んでいたA社に勤務していた。私だけが宅地建物取引主任者の資格を有していたので、私がいなければ営業できなかったはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元役員及び同僚の証言から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元役員は、勤務形態や業務内容等により厚生年金保険の加入の取扱いが異なっていたと述べており、事実、申立人が名前を挙げた同僚二人については、いずれも厚生年金保険被保険者としての記録を確認することができないことから、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

また、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の名前を確認することはできない上、申立期間当時、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月 1 日から 36 年 10 月 2 日まで
② 昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 8 月 21 日まで
③ 昭和 37 年 8 月 30 日から 41 年 11 月 5 日まで

私は、A社、B社及びC社に勤務していたが、退職する際、脱退手当金の説明を受けた記憶は無く、請求した覚えも無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間③の事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、脱退手当金支給記録のある14人中、12人について資格喪失日の1か月から6か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないこと及び事業主に脱退手当金の請求をしてもらったという複数の同僚の証言を踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年5月20日に払い出されており、厚生年金保険被保険者資格喪失後、強制加入すべき期間があるにもかかわらず、すぐに国民年金の加入手続をしておらず、当時の年金制度に対する意識が高かったとは考え難い。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の記録については、同一の厚生年金保険記号番号で管理されており、そのすべてが計算され、支給額に誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年2月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 19 年 10 月ごろから 20 年 8 月ごろまで
②昭和 31 年 4 月ごろから 34 年 10 月ごろまで

私は、A社に昭和 20 年 8 月まで勤めた。31 年 4 月ごろから 34 年 10 月ごろまではB社に勤めた。厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社において勤務していたことは、申立人の勤務地及び業務内容についての具体的な記憶から推認できる。

しかし、C共済組合規則によると、A社で勤務していた者は、C共済組合の組合員である旨規定されている。また、A社は、社会保険事務所における厚生年金保険の適用事業所となっていない。

申立期間②について、B社は厚生年金保険適用事業所としての記録は無く、法務局にも登記は見当たらない。

また、申立人が同僚として氏名を挙げた者には連絡先の判明した者がおらず、申立期間当時の事業所の状況及び申立人の勤務の状況を確認することができない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 33 年ごろから 34 年ごろまで
②昭和 34 年ごろから 37 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 33 年ごろから、A社に勤務しており、その後、B社に勤務した。A社には 20 歳ごろまで勤務したと思う。母から「健康保険のあるところに勤めてもらわないと困る」と言われていた。厚生年金保険にも加入していたと思うので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、申立人の勤務地及び業務内容についての具体的な記憶から推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 35 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、20 歳ごろまで勤務していたとする申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

また、A社は、昭和 58 年 10 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、事業主及び従業員の中に連絡先の確認できる者がいないため、申立期間①当時の事業所の状況や申立人の勤務状況等が確認できない。

さらに、申立人がA社において同僚であったと氏名を挙げた者にも同事業所における厚生年金保険の記録は見当たらない。

申立期間②についても、勤務していたことは申立内容及び同僚の証言により認められる。しかし、B社は厚生年金保険の適用事業所では無く、申立人がB社において同僚であったと氏名を挙げた者にも厚生年金保険の記録は見当たらない。

また、同僚は「B社は厚生年金保険の適用事業所では無く、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思う」と証言をしている。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。